

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 結 城 康 介	所属庁・官職 京都地方裁判所判事補	派遣先 フランス共和国 パリ
提 出 書 面 平成26年8月11日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月10日～8月11日） 同年7月10日 入国 同月23日 在仏日本大使館一等書記官を訪問 同月28日より 語学学校への通学		
キーワード欄 査証 在仏日本大使館法務担当一等書記官への挨拶 語学学校		

平成26年8月11日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(フランス共和国パリ市)

京都地方裁判所判事補 結 城 康 介

報告書簡(第1回)

平成26年7月10日～8月11日までの研究状況について、入国前の状況と併せて御報告申し上げます。

第1 査証の取得について

1 旅行代理店による査証申請の代行について

査証申請に当たり、[REDACTED]に対し、査証申請の代行の可否について問い合わせたところ、フランス査証については申請の代行をすることはできない旨の回答を受けました。秘書課から紹介を受けた他の旅行代理店についても同様に代理申請は行っていないということでした。そのため、査証申請手続については、全て自分で行うこととなりました。

2 必要書類について

必要書類については、在日フランス大使館(以下「フランス大使館」という。)のホームページに掲載されているものの、[REDACTED]
[REDACTED]

私が実際に提出した書類は次のとおりです(写しと明記していないものについては原本のみ。以下同じ。)

(1) 長期滞在ビザ申請書2部(写真を貼付したもの)

申請書はフランス大使館のホームページからダウンロードすることがで

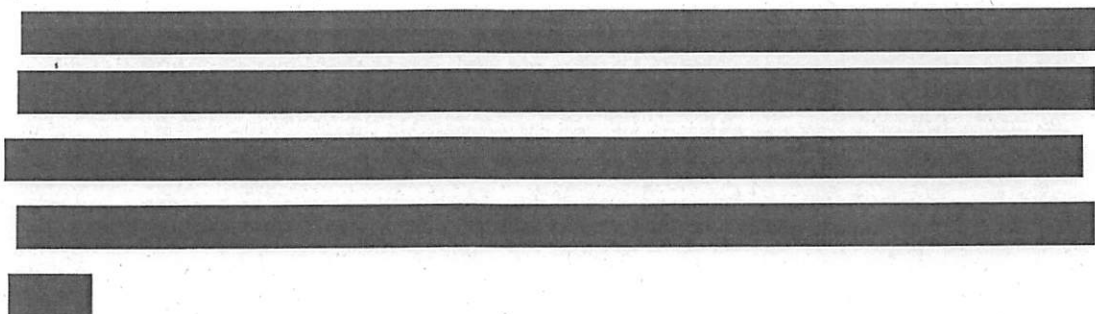
きます。

写真の大きさは、フランス大使館のホームページ上4.5cm×3cmとされていましたが、フランス大使館に確認したところ、4.5cm×3.5cmが正しいということでした。公用旅券申請用の写真と同じ大きさ及び撮影条件です。

- (2) 旅券（原本、身分証明頁の写し各1部）
- (3) 外務省発行の口上書
- (4) 語学学校の（仮）入学許可証（原本、写し各1部）

査証申請に当たり、事前にインターネット上で受講を申し込んでいたAlliance Française Paris Ile de France（以下「語学学校」という。）にメールで問い合わせ、登録証原本の送付を依頼しました。この時点では授業料全額の支払が未了であったため、実際に発行されたのは登録料125ユーロに対応する仮登録証（Certificat de pré-inscription）でしたが、特に問題はありませんでした。なお、期間、場所、目的等の詳細が具体的に記載されたものであることを要します。

- (5) Ecole Nationale de la Magistrature（国立司法学院。以下「ENM」という。）
発行の受入書簡（原本、写し各1部）
- (6) フランス滞在全日程をカバーするフランスで有効な海外旅行保険証書
（原本、写し各1部）



- (7) 経済証明書（申請者本人名義の銀行残高証明書の原本）
最高裁判所発行の資金証明書（Attestation de Financement）がこれに当た

ります。

- (8) 住居証明（未定の場合、フランス入国時に滞在するホテル等の予約を確認することができる書類）

前任者の協力を得て、①家主の署名のある住居提供証明書（Attestation d'hébergement）、②家主の身分証明書（旅券及び滞在許可証）の写し及び③公共料金の請求書の写しを入手しました。実際には、上記①及び②のみ提出しました。なお、長期間ホテル等に滞在する場合にはその予約を確認することができる書類が必要なようです。

- (9) フランス移民局（O F I I）申請書

フランス大使館のホームページからダウンロードすることができます。

- (10) ビザ受領を郵送で希望する場合、封筒（住所・氏名明記、600円分の切手添付）又はレターパック510

3 査証申請手続当日の状況等について

フランス大使館のホームページには、公用旅券保持者の場合には査証申請のための予約は不要である旨記載がありますが、フランス大使館から申請日時の希望があれば調整する旨の教示があったため、5月30日午前9時30分を予約しました。

当日の手続は、待機時間を含め30分程度で終了しました。

その後、6月9日、フランス大使館から査証が発給された旨メールで連絡があり、それから2日程度で査証の貼付された旅券及び領事部記載欄の補充された移民局申請用紙をレターパックにより受領しました。

4 査証の種類等について

私が取得した査証は、昨年度と同様、有効期間1年、査証のタイプ「D」、特記事項「STAGIAIRE」と記載されたものでした。

このビザによりフランス入国後1年間適式に滞在するためには、入国後移民局における登録手続を行う必要があります。

なお、フランス大使館へのメールでの問合せに際しては、前任者からの勧めに従い、確実に返信を受けるため、裁判所のメールアドレスから、裁判所からの問合せであることが分かるような件名を付して行いましたが、迅速に返信が来ることもあれば私から重ねて問い合わせることによりようやく返信が来ることもありました。したがって、照会元がどこかというよりも単に担当者による対応の違いではないかというのが私の感想です。

第2 在仏日本大使館法務担当一等書記官への挨拶

例年、在仏日本大使館（以下「日本大使館」という。）には、日本から派遣される司法官とENMとのパイプ役を担っていただいていることから、事前に日程を調整した上、7月23日、日本大使館法務担当一等書記官である杉原隆之氏に直接御挨拶に伺いました。本年度は、事務官等長期在外研究員としてフランス国立書記官学校で研究をされる名古屋地方裁判所の樋口一寿裁判所書記官と3名で会食をしました。

杉原氏からは、入国前から様々な御助言を頂いておりましたが、改めて、目的意識をもって在外研究に当たることの重要性などについてお話を頂きました。また、滞在中に困ったことがあれば私生活上の些細なことであっても相談するようにとのお言葉も頂きました。

第3 語学学校について

語学学校については、

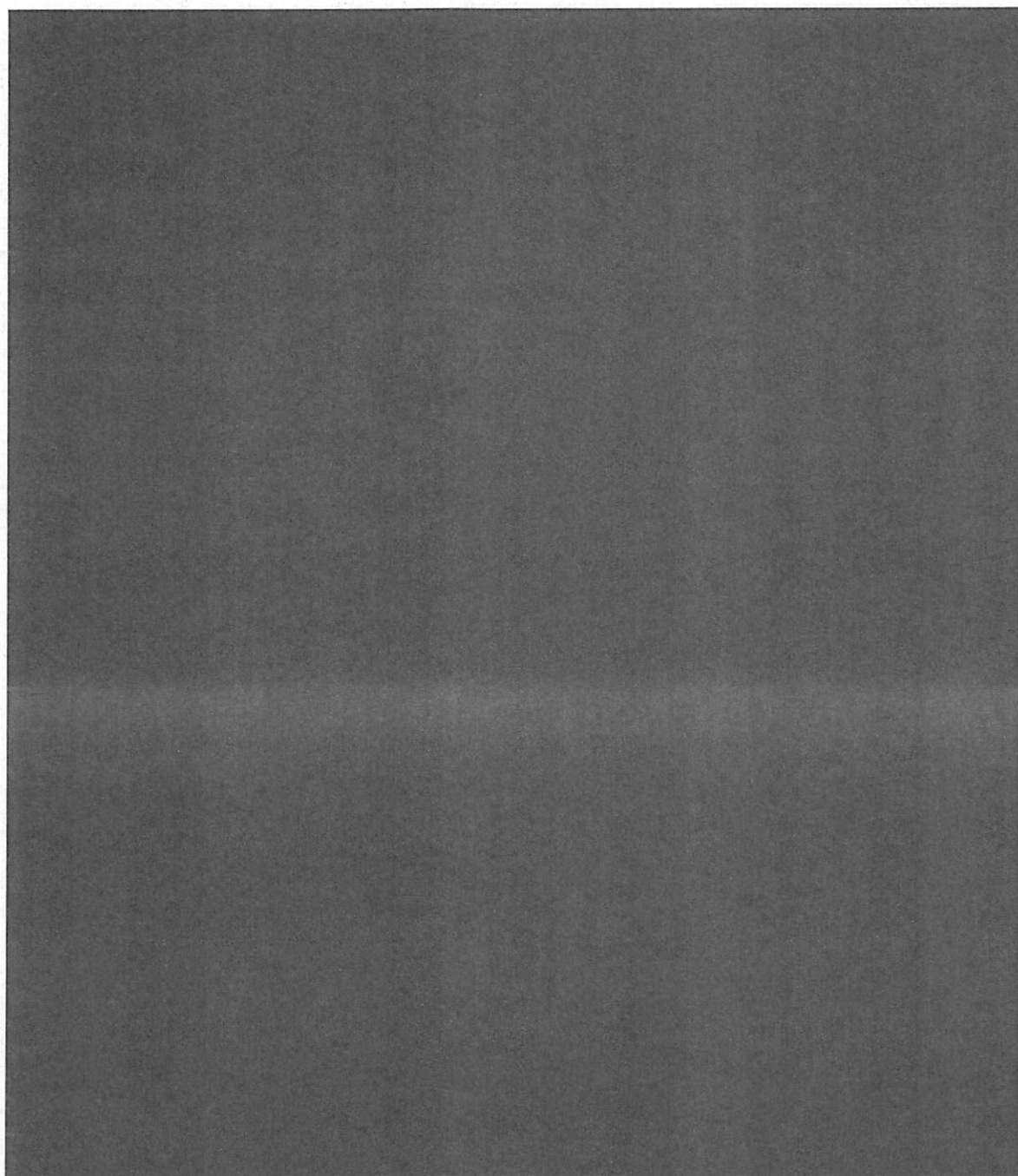
から得た情報を参考に選択しました。

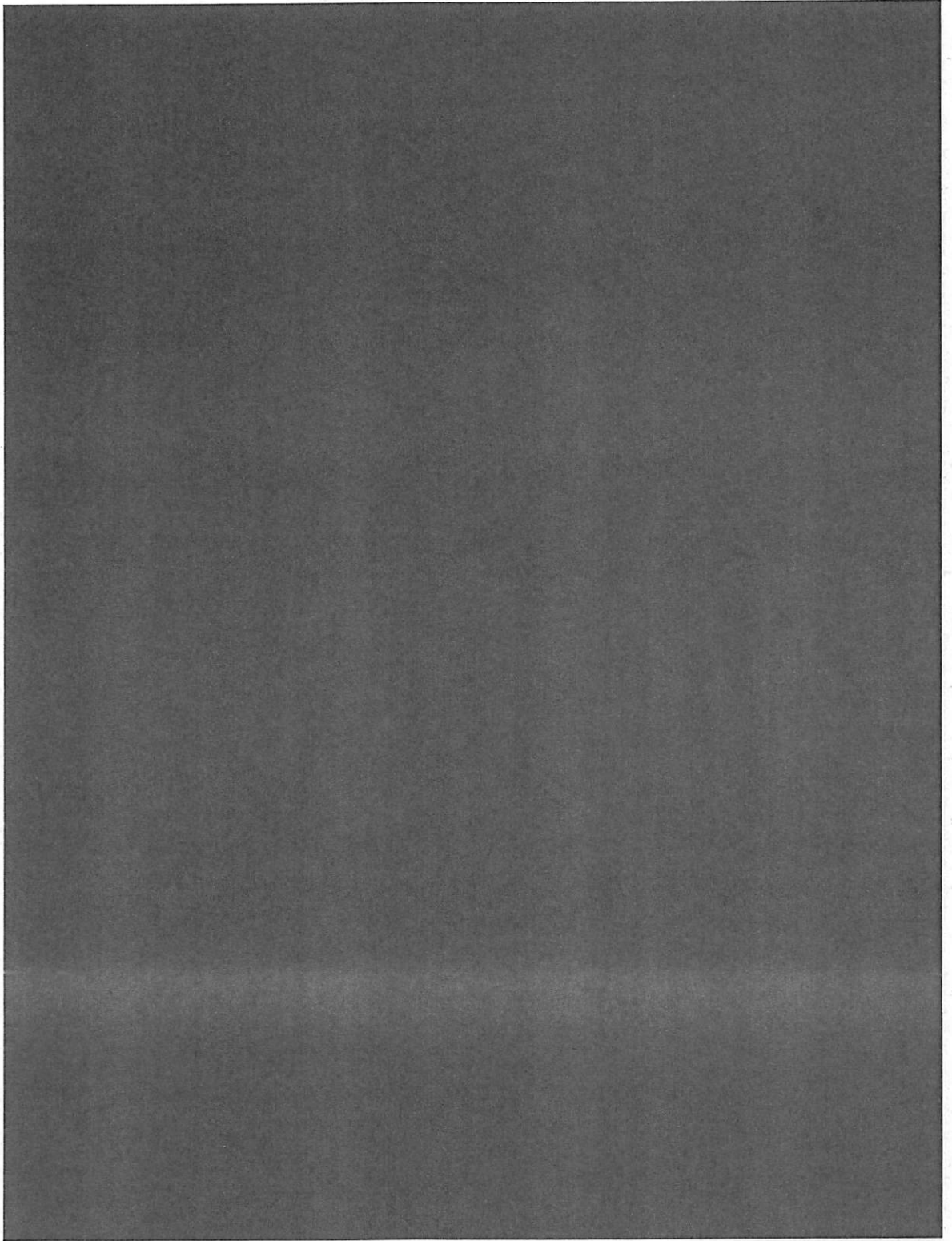
7月28日から通学を開始しています。

私は、文法や読解を中心とした午前の一般フランス語講座（週5日、1日4時間）及び午後のアトリエ（週2日、1日3時間）を受講しています。事前にインターネット上でクラス分けのための試験を受験したところ、午前中の一般講座については（レベルは、低い方からA1、A2、B1、B2、

C1があります。)のクラスに振り分けられました。ところが、私のクラスは■■■■の中でももうすぐ■■■■に進級する進度の早いクラスだったようで、授業のレベルは高く、講師の話はおろか生徒の話もほとんど聴き取れない状態です。そのため、■■■■の中でもよりレベルの低いクラスへの編入を検討中です。

第4 生活状況等





以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 結 城 康 介	所属庁・官職 京都地方裁判所判事補	派遣先 フランス共和国 パリ市
提 出 書 面 平成26年9月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月11日～9月10日） 同年8月11日より 語学学校への通学 同月25日 移民局における登録手続		
キーワード欄 移民局登録手続		

平成26年9月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

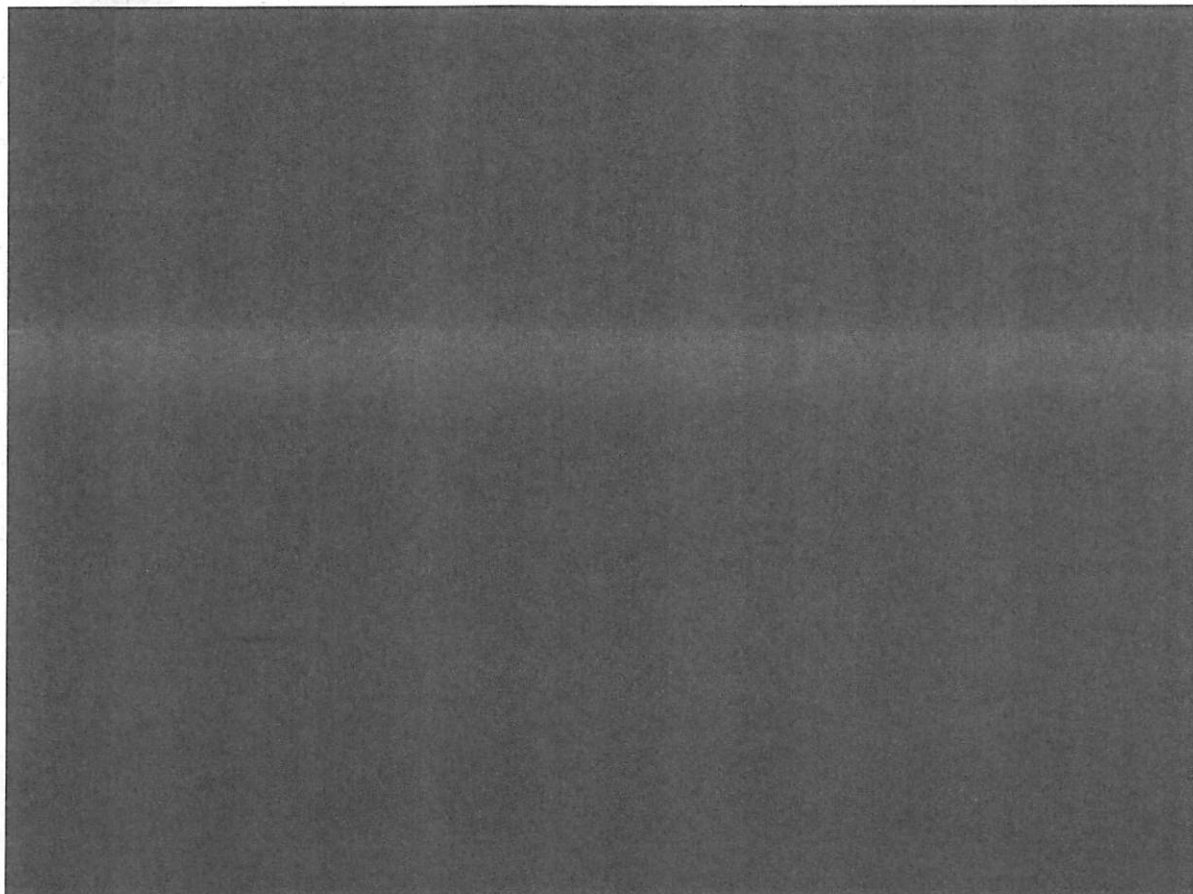
(フランス共和国・パリ市)

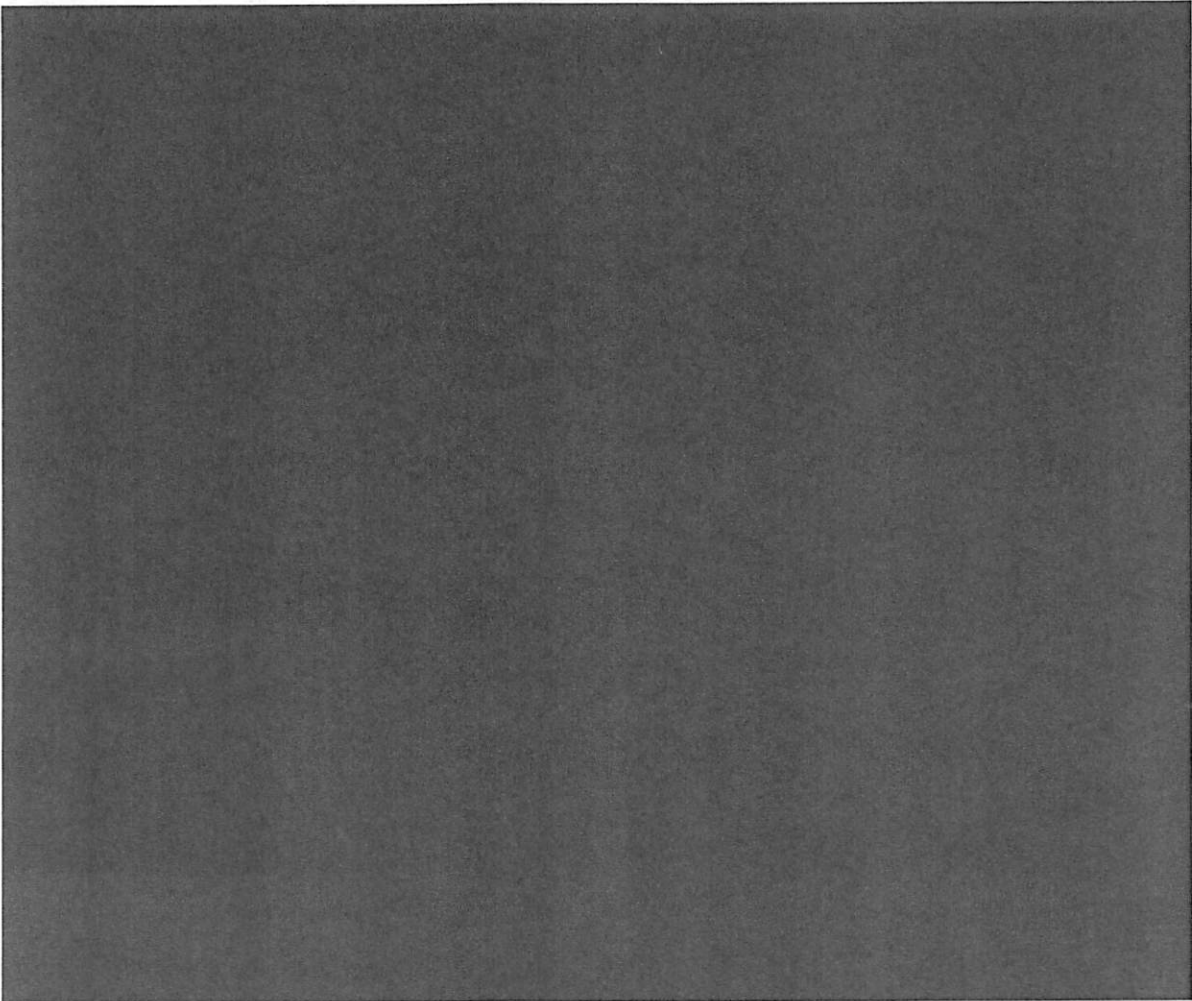
京都地方裁判所判事補 結 城 康 介

報告書簡(第2回)

平成26年8月11日から9月10日までの研究状況について御報告申し上げます。

第1 [REDACTED]について





第2 移民局における登録手続について

移民局における登録手続については、過去の報告書簡において詳細に言及されているところですので、前任者である吉賀裁判官の場合と異なる部分を中心に簡単に報告させていただきます。

1 登録申請に対する応答について

7月16日、移民局に対し必要書類（この中に、メールアドレスの記載欄があったため、記載しておきました。）を発送したところ、移民局から、書類を提出したことに關する同月23日付けの証明書が郵便で届きました。

また、同月29日、召喚状並びに必要書類及び健康診断に関する記載がされた文書が、私のメールアドレス宛てにPDFファイルで届きました。それによれば、8月25日午後2時に移民局事務所に出頭すべきこととされていました。

2 登録手続当日について

召喚状等については、結局、郵送されてくることはありませんでしたので、手続当日は、前記PDFファイルを印刷したものを持参しましたが、特に問題はありませんでした。

提出書類については、基本的に吉賀裁判官の第2回報告書簡記載のものと同様ですが、住居証明書類としては、①大家の署名のある住居証明書（フランス入国後に新たに作成したもの）、②大家の身分証明書類（パスポートの写し）のみで足り、家賃の領収証等は突き返されてしまいました。また、1年以内に入院したことがある場合には、当該入院に関する報告書が必要であるということでしたので、

健康診断までの待機時間が長く、出頭から手続終了までに2時間半を要しました。

第3 語学学校について

前回の報告書簡において、よりレベルの低いクラスへの編入を検討中である旨記載いたしましたが、先日行われた進級試験に合格してしまったため、そのタイミングを逸してしまいました。したがって現在はの授業を受講しています。月初に講師が替わり、聴き取りにくさについては多少改善しましたので、もう少し様子をみて適宜レベルを調整していこうと考えております。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 結 城 康 介	所属庁・官職 京都地方裁判所判事補	派遣先 フランス共和国 パリ市
提 出 書 面 平成26年11月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月11日～11月10日） 同年9月11日より 語学学校への通学 同年10月29日 破毀院法院検事を訪問		
キーワード欄 ・ ヨーロッパ文化遺産の日 ・ 破毀院 XXXXXXXXXXXX 面会 ・ 国以外の当事者間の民事，行政又は憲法訴訟に国が関与する制度について		

平成26年11月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(フランス共和国・パリ市)

京都地方裁判所判事補 結 城 康 介

報告書簡（第3回）

平成26年9月11日から11月10日までの研究状況について報告申し上げます。

第1 ヨーロッパ文化遺産の日について

9月第3土曜日及び第3日曜日はヨーロッパ文化遺産の日（Journées Europeennes du Patrimoine）とされており、通常は公開されていない歴史的建築物も多く開放されますので、私も前任者に倣っていくつかの建物を見物してまいりました。基本的には建築物に着目した催しですが、特に裁判官による案内や簡単な説明会が企画されていた行政控訴院（la Cour administrative d'appel de Paris）及び商事裁判所（le Palais du tribunal de commerce de Paris）について報告申し上げます。

行政控訴院においては、職員による建物内部の案内の後、裁判官による行政裁判制度に関する簡単な説明がありました。質疑応答では、参加者が矢継ぎ早に質問を投げかけ、予定時間を超過しても質問がやまないため、職員に打ち切られるほどでした。裁判制度に対するフランス人の関心の高さ、あるいは、質疑応答の場面で物怖じせず積極的に発言するフランス人の気質のようなものを感じました。

商事裁判所では、法廷だけでなく、合議室や所長室など通常は立ち入るこ

との困難な部屋を見学することができました。裁判官による案内及び各部屋の機能、歴史的背景等に関する説明はあったものの、特に商事裁判に関する有用な情報を得ることはできませんでした。

第2 破毀院 [REDACTED] との面会等について

- 1 最高裁判所民事局から、9月26日付けで、標記の制度に関する調査依頼を受けました。調査範囲が多岐にわたる上、提出期限が10月31日と短期間の調査ではありましたが、現地の司法関係者、在仏日本大使館の杉原一等書記官及び前任者等の御協力の下、何とか期日までに報告書を提出することができました。
- 2 調査の結果、上記の制度としては、民事及び行政訴訟における訴訟参加、特定の民事事件について検事 (Ministère public) が関与当事者 (Partie jointe) として関与する制度、行政訴訟における報告担当官 (Rapporteur public) の制度、憲法院における法令審査手続において政府等が意見を提出する制度などがありました。訴訟参加に関しては我が国の制度とほぼ同じものである上、民事訴訟において国が参加人となることはほばないようであり、憲法院における法令審査に関しては、事前審査はもとより近年新設された事後審査についても基本的には抽象的法令審査であって上記調査依頼の趣旨には沿わないように思われましたので、民事訴訟における関与当事者に関する制度及び行政訴訟における報告担当官に関する制度を中心に調査報告書を作成いたしました。
- 3 当該調査に際しては、フランスの裁判制度に関する日本語の文献、現地で調達したフランス語の文献、インターネット上で閲覧することのできる日本語及びフランス語の論文等を参照したほか、前任者である吉賀判事補及び前々任者である伊賀判事補の御意見も伺いました。

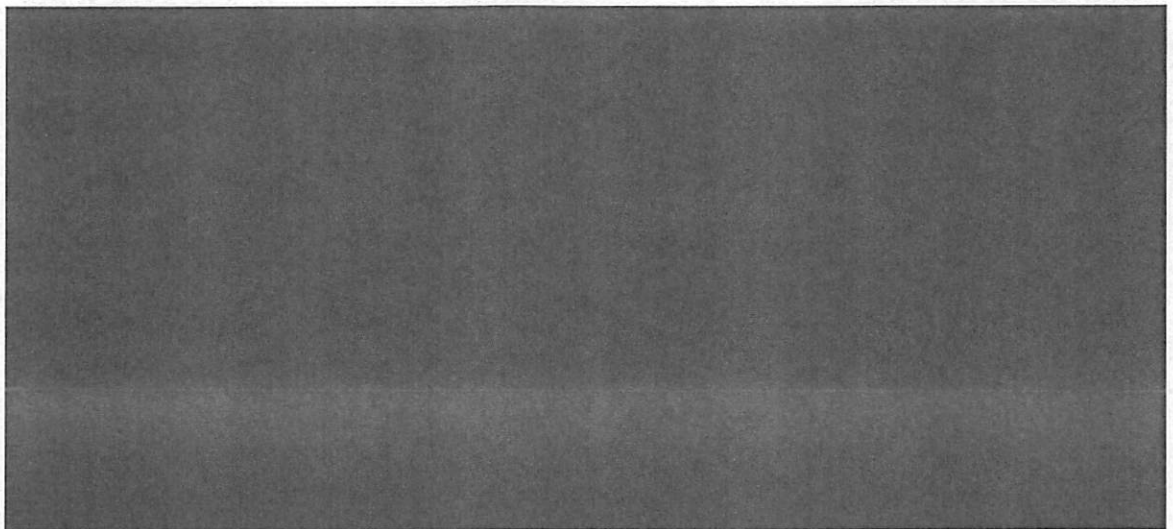
また、吉賀判事補から破毀院の [REDACTED] を御紹介いただいたところ、[REDACTED] から依頼を受けた破毀院国際関係部の [REDACTED] が破棄院検事局へ協力を依頼してくださり、最終的には、10月29日、破毀院検事局

の [REDACTED] から
お話を伺うことができました。

面談では、事前に送付していた質問状に沿って、関与当事者の制度を中心に御教示いただきました。文献調査では知り得ない制度の運用状況や実務家としての実感を伺うことができ、報告書を作成する上で有用な情報を得ることができました。また、[REDACTED] は、突然のお願いにもかかわらず面談を快諾してくださった上、長時間にわたり丁寧に説明をしてくださいました。このような外国の司法官に対する親切な接遇には大変感銘を受けました。

なお、破棄院との直接の連絡は杉原一等書記官にお願いした上、面談当日にも同行していただくなど、上記報告書作成に当たっては杉原一等書記官に大変お世話になりました。

第3 語学学校について



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 結 城 康 介	所属庁・官職 京都地方裁判所判事補	派遣先 フランス共和国 パリ市
提 出 書 面 平成26年12月12日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月11日～12月12日） 同年11月11日～12月12日 語学学校へ通学 同年12月 5日及び6日 司法研修所教官及び所付との面談 同年12月 9日～10日 欧州人権裁判所見学		
キーワード欄 欧州人権裁判所見学		

平成26年12月12日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(フランス共和国・パリ市)

京都地方裁判所判事補 結 城 康 介

報告書簡(第4回)

平成26年11月11日から同年12月12日までの研究状況について報告申し上げます。

第1 欧州人権裁判所(Cour européenne des droits de l'homme)の見学について

- 1 在ストラスブール日本国総領事館の新宅孝昭領事に御手配をお願いし、12月9日から同月10日にかけて、欧州において在外研究中の他の研究員らと共に、欧州人権裁判所を見学させていただきました。

傍聴予定事件の事案の概要については、欧州人権裁判所のホームページ(<http://www.echr.coe.int/Pages/home.aspx?p=home>)に掲載されていたプレスリリースによって、あらかじめ確認することができました。また、事前に新宅領事から欧州人権裁判所の組織や手続をまとめた資料を頂き、法廷傍聴に先立って容易に手続の流れをイメージすることができました。

- 2 12月9日には、領事館において、新宅領事から改めて欧州人権裁判所の組織や手続に関する概括的な説明があった後、傍聴予定事件の論点等について簡単に議論しました。

当該事件は、国際連合安全保障理事会が、イラクによるクウェート侵攻後、イラクに対する経済制裁決議を採択したところ、同決議に基づき制裁対象者リ

ストに登載され、スイス連邦によりその財産を凍結、没収された申請人らが、当該措置は欧州人権条約6条1項（公正な裁判を受ける権利）に適合する手続を欠いていると主張して、欧州人権裁判所に対し救済を求めたものでした。同裁判所小法廷判決は、制裁対象者リストへの登載に関しその正当性に関する有効かつ独立した司法審査が国際連合のレベルにおいて欠如している以上、各国の司法機関による審査は不可欠であるとして、4対3で、同条項違反があると評価していました。今回我々が傍聴した期日は、前記小法廷判決後、スイス政府の申立てにより付託された大法廷における弁論期日でした。

- 3 弁論期日は、申請人側、被申請人側、参加人第三者である英国、同仏国の順で30分間ずつ意見を陳述し、裁判官から前記当事者らに対して質問がされ、20分間の休廷の後、当事者らが当該質問に答えるという流れで進みました。それぞれの意見や質問の中心は、他の国際協定に対する憲章義務の優先を定める国際連合憲章103条と欧州人権条約との関係に関するものでした。

また、我々は、弁論終了後、欧州人権裁判所 [REDACTED] [REDACTED] 氏からお話を伺うことができました。執行の相手方がそれぞれ独立した主権を有する国家であることに起因する困難性については特に興味深く拝聴しました。

- 4 今回の見学では、それ自体珍しい大法廷での弁論を傍聴することができた上に、実際に欧州人権裁判所で執務する [REDACTED] 氏から、執行という異なる視点からのお話を伺うことができ、大変貴重な経験でありました。また、欧州に派遣中の他の在外研究員から現在の研修の状況等を伺い、大変刺激になりました。

第2 司法研修所教官及び所付との面談

仏国における裁判官研修の実情を調査するため、司法研修所一部教官室の藤澤裕介教官及び松本佳織所付が仏国に出張中であつたことから、12月5日及び6日の両日、夕食を御一緒する機会を頂き、お二人からは激励とねぎらいのお言葉を頂戴しました。

第3 語学学校への通学

語学学校において引き続き週26時間の授業を受講しておりますが、未だ特に聴取りについて苦勞することが多く、前記の法廷傍聴においても、意見陳述の内容を十分に聴き取ることができたとは到底いえない状況です。残りの期間が少なくなっておりましたが、より一層の努力が必要であると感じております。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 結 城 康 介	所属庁・官職 京都地方裁判所判事補	派遣先 フランス共和国 パリ市
提 出 書 面 平成27年1月11日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月13日～平成27年1月11日） 平成26年12月13日～19日 語学学校へ通学 同月19日 パリ第2大学における講義の聴講 平成27年 1月 8日 国立司法学院担当者への挨拶		
キーワード欄 ・ パリ第2大学における講義の聴講 ・ 国立司法学院担当者への挨拶 ・ 語学学校		

平成27年1月11日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(フランス共和国・パリ市)

京都地方裁判所判事補 結 城 康 介

報告書簡（第5回）

平成26年12月13日から平成27年1月11日までの研究状況について報告申し上げます。

第1 パリ第2大学における講義の聴講について

- 1 前回の報告書簡で報告申し上げた藤澤裕介司法研修所教官との会食の際、藤澤教官から、当地で主に後見制度を研究している[]を御紹介いただきましたので、[]の御協力を仰ぎ、平成26年12月19日、パリ第2大学において、法学部の講義を聴講してまいりました。
- 2 この講義は、法学部1年生向けに開講されている法曹養成制度に関するものであり、この日が最終回ということで、その内容は弁護士の養成制度が中心でした。講義は、午後4時から午後6時50分まで、1時間ごとに小休止を挟みながら進められました。

テスト前最後の授業ということもあり、真剣に講義のノートをとる学生の姿が印象的でした。

第2 国立司法学院担当者への挨拶について

- 1 国立司法学院（以下「ENM」といいます。）パリ支部における理論研修を4日後に控え、平成27年1月8日、在仏日本国大使館の杉原隆之一等書記官

に御同行いただき、検察庁からの在外研究員である堀田さつき検事及び功刀祐樹検事と共に、ENM担当者に挨拶をいたしました。

2 当日は、[REDACTED]
[REDACTED]氏が対応してくださりました。[REDACTED]

[REDACTED]は前日まで同席していただける予定でしたが、急用のため欠席となりました。

理論研修の概要については、事前に杉原一等書記官を通じてプログラムを頂いていたところですが、改めて[REDACTED]から御説明があり、その後、我々が簡単な自己紹介と研究テーマの説明を行うと、[REDACTED]から、理論研修後の実務研修についてはできる限り各人の希望に配慮する旨のお言葉を賜りました。

3 なお、前日に発生したイスラム過激派による雑誌社襲撃事件を受け、ENMパリ支部の職員が地上階に集まり黙祷を捧げるということでしたので、我々も一時面談を中断してそれに参加しました。当地では、その後も、同事件の犯人とみられる者による人質立てこもり事件が発生し、反対にイスラム関連施設等への嫌がらせも頻発するなど、ヒステリックな状態が続いております。私としては対応の難しいところですが、外出を慎み、人の集中する場所は極力避けるなど、できる限り安全確保に努めております。

第3 語学学校について

平成26年12月19日をもって、語学学校における授業の受講を終了しました。それなりの成果は感じているものの、語学力には未だ大きな不安を抱えている状態です。ENMにおける研修は始まるころですが、日常生活やインターネットサイトの活用により、引き続き語学力の研鑽に努める必要性を感じております。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 結 城 康 介	所属庁・官職 京都地方裁判所判事補	派遣先 フランス共和国 パリ市
提 出 書 面 平成27年2月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月12日～2月10日） 同年1月12日から 国立司法学院における理論研修		
キーワード欄 国立司法学院における理論研修の開始 実務研修地の決定		

平成27年2月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(フランス共和国・パリ市)

京都地方裁判所判事補 結 城 康 介

報告書簡(第6回)

平成27年1月12日から同年2月10日までの研究状況について報告申し上げます。

第1 国立司法学院における理論研修の開始について

- 1 国立司法学院パリ校における理論研修が、平成27年1月12日から開始されました。昨年度と異なり、集合時刻、集合場所及び持参物について個別的な連絡はなかったため、事前に頂いていた研修プログラム記載の受付時刻に間に合うように登庁しました。
- 2 今年度の参加者は、中国人司法官10人(いずれも検察官。)、韓国人司法官4人(裁判官及び検察官各2人。)、エジプト人司法官3人(いずれも検察官。)、ハイチ人司法官3人(いずれもハイチの国立司法学院卒業直後の者。)、及び日本人司法官3人(私及び検察官2人。うち1人は人事院派遣。)の合計23人です。

講義の理解度にはかなりばらつきがあるように思われます。

中国人及びエジプト人を中心に遅刻や欠席が目立つものの、皆友好的であり、おおむね良い雰囲気の中研修が行われています。

- 3 理論研修の概要については、国立司法学院のウェブサイトに掲載されているカタログ (http://www.enm-justice.fr/_uses/lib/5734/Catalogue_DI_FR_2015_BD.pdf, 英語版 : http://www.enm-justice.fr/_uses/lib/5734/Catalogue_DI_EN_2015_BD.pdf) を参照することができます。フランスの司法制度や手続に関する講義のほか、様々な施設への訪問も盛り込まれており、大変充実したプログラムになっています。

なお、昨年度の報告書簡には、科目によっては事前に資料が配布されていた旨の記載がありますが、本年度はそうした配慮はなく、効果的な予習をすることができないため、講義内容を正確に把握するのに苦労しています。そのため、日本人同士で協力し合い、聴講後の情報交換あるいは録音した音声データの共有などにより対応しています。

第2 身分証明書の取得について

同月23日、身分証明書作成のため旅券用サイズの顔写真1枚を持参するよう指示され、これに応じて写真を提出したところ、その場で当該写真を貼付した身分証明書の作成・交付を受けることができました。

これにより、パレ・ド・ジュスティス (Palais de justice) を始めとする司法機関において一般来庁者に対して実施されている保安検査が省略され、これらの施設への立入りが円滑になりました。

昨年度の報告書簡によれば、研修初日に顔写真の提出を求められたようですが、今年度は、我々日本人司法官や韓国人司法官の求めに応じる形で身分証明書が作成されました。

第3 実務研修地の決定について

同月26日、各参加者の実務研修地が記載された文書が配布され、私の実務研修地は、ポントワーズ及びナンテールに決定しました。いずれもパリ郊外の都市

であり、[REDACTED]にあります。他の参加者についても、ハイチ人司法官のトゥールーズ、エジプト人司法官のボルドーのほかは、パリ又はパリ近郊の都市となりました。

なお、昨年度の報告書簡で指摘されていた派遣場所と語学力との関連性は、今年度についていえば特に感じませんでした。

また、昨年度までは実務研修地決定に先立ち希望を聴取するための面接が行われていたようですが、本年度は研修地の希望を述べる機会はありませんでした。

第4 宣誓について

同月28日、パレ・ド・ジュスティス内のパリ控訴院第1法廷において、実務研修中の守秘義務の遵守等を宣誓しました。宣誓自体は、名前を呼ばれた後で「Je le jure. (誓います。)」と返答するという簡単なものでしたが、大変美しい法廷の中で厳かに執り行われ、実務研修に向けて身が引き締まる思いがいたしました。また、この儀式は、新たにパリ弁護士会に登録した新人弁護士らの宣誓式を兼ねていたところ、法廷には彼らの親族と思われる傍聴人が多数詰めかけていました。式の終了後には彼らが新たな門出を喜び合っている姿を目にし、私も任官当時の初々しい気持ちを思い出すことができました。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 結 城 康 介	所属庁・官職 京都地方裁判所判事補	派遣先 フランス共和国 パリ市
提 出 書 面 平成27年3月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月11日～3月10日） 同年2月11日～12日 ENMパリ校における理論研修 同月16日～3月10日 ポントワーズ大審裁判所における実務研修		
キーワード欄 理論研修の終了 実務研修の開始		

平成27年3月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(フランス共和国・パリ市)

京都地方裁判所判事補 結 城 康 介

報告書簡（第7回）

平成27年2月11日から同年3月10日までの研究状況について報告申し上げます。

第1 理論研修の終了

平成27年2月12日をもって、ENMパリ校における5週間にわたる理論研修が終了しました。

今年度の理論研修の内容は、昨年度の報告書簡に記載されているものとほぼ同様で、司法制度の全体像、商事、労働等の専門裁判所における手続を含む民事裁判制度、行政裁判制度、警察や憲兵隊などの捜査段階を含む刑事裁判制度、その他特殊な裁判制度（家事事件裁判官、少年裁判官、憲法院等）等多岐にわたる講義のほか、各種施設見学（司法官職高等評議会、小審裁判所、商事裁判所、コンセイユ・デタ、破毀院、警察署等）も盛り込まれており、大変充実したものでした。

第2 実務研修の開始

- 1 前回の報告書簡に記載したとおり、私の実務研修地はポントワーズ大審裁判所と決定していたところ、他の研修地へ配置される研究員に対しては、理論研修最終日午前の段階で、研修プログラムないし研修初日の集合時刻

及び場所が通知されていたにもかかわらず、ポントワーズについては何も知らされておりました。そこで、ENMの担当者に確認したところ、受入先担当者からメールが送られているはずである旨の返答がありました。しかしながら、私はもとより、同様にポントワーズで研修を受ける功刀祐樹検事においてもそのようなメールは受信していないということでしたので、再度確認していただいたところ、その後、ポントワーズ大審裁判所の [redacted] から、集合時刻やポントワーズ大審裁判所へのアクセスなどが記載されたメールが届きました。

- 2 私は、メールの指示に従い、同月16日午前9時30分頃、ポントワーズ大審裁判所に登庁しました。なお、昨年度は、理論研修の終了から実務研修の開始までの間に2週間程度の空白期間があったようですが、今年度は、理論研修終了の翌週からすぐに実務研修が始まりました。

[redacted] によれば、裁判所は同日から2週間程度休暇期間であり、それぞれの興味に応じた研修を組むことは困難であるため、最初の2週間は軽罪裁判所の公判や民事急速審理 (Référé civil) の傍聴が中心になるということでした。昨年度理論研修と実務研修との間に空白期間があったのはこの休暇期間のためであると思われます。

初日は、有責認知に基づく出頭 (Comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité) 手続及び即時出頭手続を傍聴しました。

- 3 結局、本日までに見学したものは、前記各手続のほか、勾留決定裁判官 (Juge des libertés et de la détention) による勾留質問、犯罪被害者補償委員会 (Commission d'indemnisation des victimes d'infractions (CIVI)) の審理、民事通常事件、非訟事件、執行裁判官 (Juge de l'exécution) の審理、不動産競売 (Vente aux enchères)、裁判上の清算 (Liquidation judiciaire) 及び社会保障裁判所 (Tribunal des affaires de Sécurité sociales) の弁論期日の各傍聴にとどまっています。傍聴後に積極的に質問し、あるいは、民事通常事件

及び軽罪事件については事前に記録を検討して臨むなど、可能な限り貴重な機会を無駄にしないよう努めてはおりますが、一回的な見学のみでは手続及び実務に関する深い理解は困難であると感じております。そのため、[REDACTED]には、研究テーマに沿った各部署にある程度まとまった期間受け入れていただけるようお願いしているところです。

以上